

日米地位協定合意議事録

第十七条

4 に関し、

日本国及び合衆国の二重国籍者で、合衆国の軍法に服しており、かつ、合衆国が日本国に入れたものは、4 の適用上、日本国民とみなさず、合衆国国民とみなす。